

○厚生労働省令第八十一号
医薬品、医療機器等の品質
五号) 第二十三条の二の九第
づき、医療機器の製造販売後
ように定める。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
省令の一部を改正する省令
(平成十七年厚生労働省令第

○厚生労働省令第八十一号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十三条の二の九第四項（第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎恭久

医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令
医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第四条 (製造販売後調査等管理責任者)		第四条 (製造販売後調査等管理責任者)	
3	2	3	2
一	一	一	一
(略)	(略)	(略)	(略)
二	二	二	二
製造販売後調査等業務手順書及び製造販売後調査等基本計画書(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)以下「基準省令」という。)第九条の三第一項第一号の規定により医療機器等総括製造販売責任者(法第二十三条の二の十四第二項に規定する医療機器等総括製造販売責任者をいう。以下同じ。)又は安全管理責任者(基準省令第四条第二項に規定する安全管理責任者をいう。以下同じ。)が医療機器リスク管理計画書(基準省令第九条の三第一項第一号に規定する医療機器リスク管理計画書をいう。以下同じ。)を作成したときは、医療機器リスク管理計画書又は医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に規定する製造販売後臨床試験実施計画書その他の製造販売後調査等を行うために必要な事項を文書により定めること。	製造販売後調査等業務手順書に基づき、使用成績調査又は製造販売後臨床試験ごとに、実施方法及び評価方法を記載した使用成績調査実施計画書又は医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令に規定する製造販売後臨床試験実施計画書その他の製造販売後調査等を行うために必要な事項を文書により定めること。		
改	正	改	正
後	前	前	前

三 医療機器に関する情報の検討の結果、必要があると認めるときは、製造販売後調査等基本計画書又は前号の文書を改訂すること。

三 医療機器に関する情報の検討の結果、必要があると認めるときは、製造販売後調査等基本計画書又は前号の文書（以下「製造販売後調査等基本計画書等」とい

四 製造販売後調査等基本計画書又は第二号に規定する文書（以下この号において「製造販売後調査等基本計画書等」といいう。）を作成し、又は前号の規定により改訂した場合は、当該製造販売後調査等基

本計画書等にその日付を記載し、これを保存すること。

4 五 製造販売後調査等管理責任者は、基準省（略）

令第九条の三第一項第一号の規定により総括製造販売責任者又は安全管理責任者が医

療機器リスク管理計画書を作成し、かつ、これを保有しているときは、前項第一号の

これを保存しているときは、前項第一号の規定にかかわらず、製造販売後調査等基本

計画書を作成し、これを保存することを要しない。

5 · 6 || (略)

第五条（略）

二
一
(略)

業務手順書、製造販売後調査等基本計画
書（基準省令第九条の三第一項第一号）

書(基準省令第九条の三第一項第一号)の規定により総括製造販売責任者又は安全

管理責任者が医療機器リスク管理計画書を作成したときは、医療機器リスク管理

計画書) 及び前条第三項第二号に規定する文書(以下、「製造販売後調査等業務三

る文書（以下「製造販売後調査等業務手順書等」という。）に基づき適正かつ円滑

三 製造販売後調査等の結果について製造に行われていることを確認すること。

販売業者等（基準省令第九条の三第一項
第一号の規定による總合製造販賣業者

第一号の規定により総括製造販売責任者が安全管理責任者が医療機器リスク管

三 製造販売後調査等の結果について製造

販売業者等に対し文書により報告すること。

附 則

附則

理計画書を作成したときは、製造販売業者等及び安全管理責任者）に対し文書による報告すること。

3 || 2

者等及び安全管理委員会より報告すること。

2
（略）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

技術の利用に関する省令の一部改正

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

		別表第一（第三条及び第四条関係）	
		表一 改正後	表一 改正前
（略）	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十号）	第六十一条第二項（第十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存	第六十一条第二項（第十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存
（新設）	医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十号）	第三条第二項の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存	第三条第二項の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存
	第四条第三項第五号の規定による文書の保存	第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存	第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存
	第七条第二項における例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の規定による契約文書の保存	第六条第二項の規定による契約文書の保存	第六条第二項の規定による契約文書の保存

				指定介護予 防サービス 等の事業の 人員、設備 及び運営並 びに指定介 護予防サー ビス等に係 る介護予防 のための効 果的な支援 の方法に関 する基準 (平成十八 年厚生労働 省令第三十 五号)	(略)
（略）	（略）	（略）	（略）	別表第一（第五条及び第七条関係）	（略）
医療機器の 臨床試験の 実施の基準 に関する省 令	第六条第八項の規定によ る使用成績調査実施計画 書に必要事項を定めるこ と	医薬品の製 造販売後の 調査及び試 験の実施の 基準に関する省 令	第七十四条第二項（第七 十六条及び第七十八条に おいて準用する場合を含 む）の規定による説明文 書の改訂		

指定介護予 防サービス 等の事業 人員、設備 及び運営並 びに指定介	(新設)
(略)	

		別表第四（第十条及び第十二条関係）	
		（略）	
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	第七十五条第二項（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見による説明及び同意	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	第七十五条第二項（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見による説明及び同意
試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告	試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項第五号の規定による文書による意見による説明及び同意
医療機器の製造販売後調査及び医療機器の試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告	医療機器の製造販売後調査及び医療機器の試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告
第五条第三項の規定による文書による提供	第五条第三項の規定による文書による提供	第五条第三項の規定による文書による提供	第五条第三項の規定による文書による提供
第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等
第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第一項第二号の規定による文書による報告
第九条第二号の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告

		別表第四（第十条及び第十二条関係）	
		（略）	
医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	第七十五条第二項（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見による説明及び同意	医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	第七十五条第二項（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見による説明及び同意
試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告	試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告
医療機器の製造販売後調査及び医療機器の試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告	医療機器の製造販売後調査及び医療機器の試験の実施の基準に関する省令	第五条第一項第三号の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告
第五条第三項の規定による文書による提供	第五条第三項の規定による文書による提供	第五条第三項の規定による文書による提供	第五条第三項の規定による文書による提供
第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による文書等の提出等
第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第一項第二号の規定による文書による報告
第九条第二号の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告

		○厚生労働省令第八十二号	
		（略）	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の三第一項、第二十三条の二の五第八項、第二十三条の二の六第一項、第二十条三条の二の十五第一項及び第二項並びに第六十三条第一項第八号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。	厚生労働大臣 塩崎 恒久	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の三第一項、第二十三条の二の五第八項、第二十三条の二の六第一項、第二十条三条の二の十五第一項及び第二項並びに第六十三条第一項第八号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。	（略）
平成二十九年七月三十一日		平成二十九年七月三十一日	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。	
第一百十四条の八第三号イ中「次号口」を「第五号口」に改め、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。		第一百十四条の八第三号イ中「次号口」を「第五号口」に改め、同条第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。	
四 単回使用の医療機器（一回限り使用できることとされている医療機器をいう。以下同じ。）のうち、再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売することを目的として、これに検査、分解、洗浄、滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）をされたもの（以下「再製造単回使用医療機器」という。）次に掲げる製造工程		四 単回使用の医療機器（一回限り使用できることとされている医療機器をいう。以下同じ。）のうち、再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売することを目的として、これに検査、分解、洗浄、滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）をされたもの（以下「再製造単回使用医療機器」という。）次に掲げる製造工程	
イ 設計		イ 設計	
ロ 主たる組立でその他の主たる製造工程（設計、使用された単回使用の医療機器の受入、分解及び洗浄等、滅菌並びに保管を除く。）		ロ 主たる組立でその他の主たる製造工程（設計、使用された単回使用の医療機器の受入、分解及び洗浄等、滅菌並びに保管を除く。）	
二 滅菌		二 滅菌	
ホ 国内における最終製品の保管		ホ 国内における最終製品の保管	